

令和4年11月21日 公布

天龍村告示 第64号

天龍村龍の子留学実施要綱

(目的)

第1条 この告示は、天龍村の自然環境や歴史、文化等を学び、交流や体験等を希望する村外の者を対象に、村立の小・中学校に入学又は転学を希望する児童及び生徒を受け入れ、村の教育の振興及び充実を図るとともに、学校や地域の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 留学生 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条の規定による他の市町村（特別区を含む。以下同じ。）の住民基本台帳に記録された者（以下「村外在住者」という。）で、令和5年1月1日以後に留学を目的として本村に住所を定め、村立の小・中学校へ入学又は転学する児童及び生徒で留学の決定を受けた者をいう。
- (2) 新規転入の親子 村外在住の親子で、一度も村に住所を定めたことがなく、留学決定日以後に初めて村に住所を定める保護者及び留学生をいう。ただし、国家公務員、地方公務員並びに村内及び村外に事業所を有し、事業所間で転勤してきた者を除く。
- (3) 親子留学 新規転入の親子で、留学生が村立の小・中学校へ通学することをいう。
- (4) 孫留学 留学生が村内在住の祖父母等の下から村立の小・中学校へ通学することをいう。

(応募基準及び決定)

第3条 天龍村龍の子留学（以下「龍の子留学」という。）の応募基準は、次のとおりとする。

- (1) 地域の自然や文化、環境を理解し、入学又は転学を希望する児童及び生徒
- (2) 村ならではの体験、思い出づくり等により、第2のふるさとを求める児童及び生徒
- (3) 天龍村の歴史及び魅力溢れる大自然の中で、様々な体験活動を希望する児童及び生徒
- (4) 小学校1年生から中学校3年生までの児童及び生徒

2 龍の子留学の決定は、前項の基準を満たす児童及び生徒の健康状態、受入れ学校の状況等を総合的に勘案して、龍の子留学選定委員会（以下「選定委員会」という。）が決定する。

(留学の期間)

第4条 留学の期間は、原則として1年単位で最長3年間とする。ただし、3年を超え継続を希望する場合は、選定委員会が決定する。

(履行事項)

第5条 留学生及び保護者は、次の事項を履行しなければならない。

- (1) 村内に住民登録をすること。
- (2) 住民登録後に居住する地区の区費や会費等を納入すること。
- (3) 生活に必要な家電や生活用品等は、必要に応じ留学生の家族で準備すること。

(留学の経費)

第6条 龍の子留学に係る経費は次のとおりとする。

(1) 親子留学

ア 留学生に係る経費及び移住に係る引っ越し費用、家財道具等の費用、交通費等の経費は、原則として保護者の自己負担とする。

イ 選定委員会は、留学生と同居する保護者に対し、滞在中の費用について留学補助金（龍の子留学補助金交付要綱（令和4年天龍村告示第66号。以下「補助金交付要綱」という。）第2条第1号）をもって充てる。

(2) 孫留学

ア 留学生に係る経費は、原則として祖父母等の自己負担とする。

イ 選定委員会は、留学生と同居する祖父母等に対し、滞在中の費用について留学補助金（補助金交付要綱第2条第2号）をもって充てる。

2 前項に掲げる経費は、物価その他を考慮して、選定委員会の協議により決定するものとする。

(親子留学及び孫留学の保護者の義務)

第7条 親子留学及び孫留学の保護者は、留学生の養育に責任を持ち、地域住民と積極的に関わり、連帯を深め、留学生の健全育成に努めなければならない。

(事故発生時の処置)

第8条 留学生に、病気又は何らかの事故が発生した場合は、保護者の責任において対応するものとする。

2 留学生に、病気又は何らかの事故が発生した場合は選定委員会に経過を報告するものとする。この場合において、選定委員会は、必要に応じて対応を行うものとする。

(契約の解除)

第9条 留学生及び保護者は、次の事項に該当する場合は、選定委員会の立会いの上で解約することができる。

- (1) 留学生の問題行動等により、指導監督が困難であると判断されたとき。

- (2) 留学生が病気、事故等により、長期間就学が困難であると判断されたとき。
- (3) 家庭の事情等により、やむを得ない事由が生じたと判断されたとき。
- (4) 申込書及び契約書に虚偽があると判断されたとき。
- (5) 親子留学及び孫留学において、保護者が地区住民としてその責務を果たさず、学校又は地域に多大な迷惑をかけたと判断されたとき。
- (6) 選定委員会により契約の解除が妥当であると認めたとき。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和5年1月1日から施行し、令和8年3月31日限りでその効力を失う。ただし、その時までには交付資格を有した場合に対する補助金等の受給権利及び返還の規定は、その行為が終わるまで、なおその効力を有する。